携帯電話院内使用の条件に関する検討~ガイドライン作成に向けて~

加納 隆

三井記念病院MEサービス部

Study on the requirements for cell phone use in a hospital T. Kano

Dept. of Medical Engineering Service, Mitsui Memorial Hospital

1. はじめに

最近、携帯電話の院内使用を許可する病院が現 れて話題になっている。以前、携帯電話が医療機 器に誤作動等の影響を及ぼすことが明らかにな って、大きな社会問題にまで発展し、どこの病院 でも「携帯電話全面使用禁止」が当然だったとき のことを考えると大きな変わりようであるが、誰 もが携帯電話を使用するようになり、携帯電話な しでは個人生活も仕事も成り立たなくなってし まった人が多くなったことがその背景にあると 思われる。携帯電話を使用することによるリスク は確かにゼロではないが、携帯電話を使用しない ことによる患者や医療スタッフのデメリットの 方が大きいのでないかと考え始めたのである。し かし、携帯電話院内使用を実施するにはいくつか 条件がある。まず、国の調査報告ならびに指針を 十分理解した上で、院内の医療機器についての影 響評価(イミュニティ・テスト)を実際に行う。 その上で、医療スタッフ教育、入院患者用パンフ レットの作成、院内掲示などの院内広報を行い、 その病院としての携帯電話院内使用を実施する ことが必要と考える。

2. 携帯電話使用に関する国の指針

国の指針では、携帯電話を手術室、ICU、C CU等には「持ち込まない」が原則、やむを得ず 持ち込む場合は「電源を切る」である。検査室、 診察室、病室及び処置室等でも、原則として「電 源を切る」であるが、注意書きには「各医療機関 が独自に使用者や使用区域を限定して携帯電話 を使用できる区域を設定できる」とあり、医療機 器を使用していない病室などでの使用は可能で ある。また、ロビーつまり待合室など、通常は医 療機器が存在しない場所でも、携帯電話の使用は 可能となっている。それでも、全面禁止にする病 院が多かったのは、携帯電話による医療機器への 影響がゼロではないことによる不安とマナーの 面での心配があったためと思われるが、一方では、 患者のQQLを考えて条件付で使用可能とする 施設もないではなかった。当院は後者に属する施 設であるが、これには実施に当たって必要とされ る条件があった。

3. 三井記念病院における携帯電話使用の条件 当院は国による平成14年と平成9年の調査 対象病院の一つであるが、その結果から、体外式 ペースメーカ以外は、影響が出ても 10cm 以内の 至近距離であることが判明したために、使用安全 距離を 1m と考えて、院内のロビーならびに病室 での携帯電話の使用を条件付で認めている。ロビ ーといえども、輸液ポンプ使用中の患者が来るこ とも考えられるが、現在当院で使用している機種 は携帯電話による影響を全く受けないことが判 明しているので問題はない。また、唯一影響が大 きく出た体外式ペースメーカに関しては、銀メッ キナイロン繊維製シールド布を体外式ペースメ ーカの携帯用袋(シールドポーチ)として使用す ることで個別の対策を行った。

4. 検討課題

携帯電話院内使用を実施する場合の検討課題として以下のような点が挙げられると考える。

- ① 最大干渉距離はどれ位まで許されるか(密着、10cm 以内、30cm 以内、50cm 以内、150cm 以内)。
- ② 干渉ありの定義はカテゴリー3以上でいいか(カテゴリー2は干渉ありとしないでいいか)。
- ③ 一般的な使用安全距離は設定できるか(安全 係数をどう設定するか)。
- ④ 使用可能な場所は一般病室とロビーに限定するか。
- ⑤ 手術室やICUのような使用禁止区域では 携帯電話機能抑止装置が必要か。
- 5. 本セッションの趣旨

本セッションでは、携帯電話院内使用を実施するに当たっての諸条件を検討すると同時に、国で出された指針からもう一歩進んだ形のガイドライン作成の可能性も是非検討したいと考えている。

[参考文献]

- 1) 不要電波問題対策協議会:携帯電話端末等の 使用に関する調査報告書、1997.4
- 2) 電波産業会:電波の医用機器等への影響に関する調査研究報告書、2002.3
- 3) 加納 隆・杉山賢司・小野哲章:シールド布 による体外式ペースメーカの電磁波障害対 策、不整脈、16(5):552-556、2000
- 4) 加納 隆. 病院内での医用機器と無線システムとの共存の可能性、Clinical Engineering、14(5): 466-474、2003